

2015年7月30日

長崎県公共事業評価監視委員会委員各位

石木ダム対策弁護団
石木ダム建設絶対反対同盟
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会
水問題を考える市民の会
石木川の清流とホタルを守る市民の会
石木川まもり隊

平成27年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会開催に際しての私たちの意見

長崎県は、平成27年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会8月3日に開催するとしています。案件の中に石木ダム事業の工期変更が含まれています。

この件につき、私どもは貴委員会に、「石木ダム事業の中止」を趣旨とした意見を提出いたします。先にお送りした小冊子を参照いただき、私どもの意見を長崎県公共事業評価監視委員会の審議に反映いただくことをお願いいたします。

併せて、長崎県が「H27年度知事が行う公共事業評価に関する実施計画」の3ページに掲載している事項に則り、県民が意見を述べる機会をつくるよう貴委員会として長崎県に提案されることを要請いたします。

「H27年度知事が行う公共事業評価に関する実施計画」の3ページ

8 政策評価に関する情報の公表

実施機関は、評価に関する情報（評価調書や評価の結果に関する情報をはじめ、委員会議事要旨等）について、県民にとって分かりやすい内容、容易に入手できる方法で適時に公表し、県民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

石木ダム事業に関する私たちの意見

石木ダム事業に関する私たちの意見は、「石木ダムは、中止を求める」です。

別便にてお送りしてあるブックレット「石木ダムの真実 ホタルの里を押し潰すダムは要らない ふるさとを守れ! 13世帯、執念の戦い」に書かれています。是非、ご一読いただきたく思います。

◎ 「石木ダムは、中止を求める」理由-1 13世帯60人が居住しています。事業遂行は不可能です。

石木ダムによる水没予定地には13世帯60人が居住しています。土地収用法がかけられ、第1次収用裁決申請分については2015年6月22日には収用裁決・明渡し裁決処分がなされました。7月8日には家屋4軒を含む物件に対して第2次収用裁決申請がなされ、同時に、全残地(家屋9軒を含む)について保留解除・収用裁決申請手続開始の申立書が提出されています。

起業者によるこのような人権無視の事業強行に対して、13世帯の皆さんは、「無駄な石木ダムのために自分たちの生活の場を絶対に明け渡さない」とする意思には揺らぎがまったくありません。起業者は石木ダムの必要性についての話を拒否し続けています。このような状況を直視するならば、石木ダム事業を完遂することは13世帯皆さんの人権・人格を否定することになり、許されることではありません。

◎ 「石木ダムは、中止を求める」理由-2 石木ダムは不要です。

詳しくは、別便にてお送りしてあるブックレット「石木ダムの真実 ホタルの里を押し潰すダムは要らない ふるさとを守れ! 13世帯、執念の戦い」29ページから73ページを参照して下さい。

① 「戦後最大の洪水が再来しても川棚川下流部は水害にならない」と長崎県が言明しています。そうであれば、戦後最大洪水対応のためには石木ダムは不要です。

② 100年に1回の洪水対応としています。それでも石木ダムは必要ありません。

✧ 100年に1回の洪水としている1,400m³/秒は、算出途中で1時間降雨量138mmについて異常値検定をしていないことに起因するもので、実際には何百年に1回起きるかどうかの大洪水です。

✧ たとえ、そのような洪水が来たとしても、河道を計画通り整備すれば、氾濫は起きません。

③ 佐世保市水道の給水量が2000年代になってから減少の一途を辿ってきているにもかかわらず、市は2014年以降、給水量が急激に上昇するという架空予測を行って、石木ダムが必要としています。年間一日最大給水量の経年変化と佐世保市の予測を別添グラフに示します。保有水源量も恣意的に過小評価しています。

④ 佐世保市は平成6年渇水時の苦勞を市民にさせないために石木ダムが必要、とキャンペーンを行っています。多くの佐世保市民が、「あの苦勞は二度としたくない」と思われていることは当然のことと理解します。しかし、今は当時と比べて給水量が大幅に減少していること、貯水池の有効総貯水量が増えていることなど、状況がまったく違います。平成6年渇水が再来しても、生活に支障を来すことはありません。佐世保市がいたずらに不安を煽って「石木ダム必要」としていることは許されません。

◎ 反対理由-3 覚書き違反

詳しくは、別便にてお送りしてあるブックレット「石木ダムの真実 ホタルの里を押し潰すダムは要らない ふるさとを守れ! 13世帯、執念の戦い」76ページから83ページを参照して下さい。

昭和47年7月29日に長崎県の知事久保勘一知事(乙としている)は水没予定地地区の3総代(甲としている)と覚書きを交わし、「乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。」と約束しています。

この覚書きの立ち会い者である川棚町の竹村虎次郎町長も水没予定地地区の3総代(甲としている)と覚書きを交わし、「石木川の河川開発調査に関して甲と長崎県知事との間に取りかわされた覚書きはあくまで甲(地元民)の理解の上に作業が進められることを基調とするものであるから、若し長崎県が覚魯の精神に反し独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合は乙は総力を挙げて反対し作棄を阻止する行動をとることを約束する」と約束しています。

土地収用法の適用はこれらの覚書きに違反していることは明らかです。水没予定地地区住民13世帯60人の同意を得ずしてダム事業を推進することはできません。

この件の連絡先：石木川まもり隊 松本美智恵

長崎県佐世保市潮見町1-30-1311 電話0956-80-1754

佐世保地区一日最大給水量(m³/日)

